

定期健康診断（労働安全衛生規則第 44 条）

1 年以内にごとに 1 回、定期的に次の項目の健康診断を行なわなければなりません。

健康診断項目

既往歴及び業務歴の調査

自覚症状及び他覚症状の有無の検査

身長・体重・視力及び聴力の検査

胸部エックス線検査及びかくたん検査

血圧の測定

尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

貧血検査（赤血球数・血色素量）

肝機能検査（GOT・GPT・GTP）

血中脂質検査（総コレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール）

血糖検査

心電図検査

聴力検査は、1000Hz の 30dB 及び 4000Hz の 40dB で純音を用いて、オーディオメーターで検査します。

ただし、45 歳未満（35 歳・40 歳を除く）の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。

心電図は安静時 12 誘導心電図を記録します。